

令和5年度 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 登録企業募集要項

1 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業について

東京しごと財団（以下「財団」という。）では、都内の中小企業等（以下、「中小企業等」という）の中核人材となりうる若者の確保と定着を支援するため、奨学金の貸与を受けている大学生等（以下、「大学生等」という）が本事業に登録した中小企業等（以下、「登録企業」という）に就職し、その後1年以上勤務した場合に、東京都と登録企業とで出えんした基金により奨学金の返還を助成する事業を行っています。

今回、本事業に参加登録する中小企業等を募集します。

2 対象となる中小企業等

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす事業者が本事業登録の対象となります。

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等であること

イ 大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等

なお、本事業における中小企業等の定義は次の①及び②の要件を全て満たすものとします。

① 次のいずれかに該当する中小企業等で、国又は自治体が出えん又は監理等する団体及びこれに準ずる団体以外のもの。

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社

(イ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により設立された法人

(ウ) 個人事業主

(エ) その他財団理事長が必要と認めるもの

② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金の額又は出資の総額、若しくは常時使用する従業員の数の要件を満たすこと。

(2) 企業情報及び本事業での支援内容を、本事業の報告・改善等必要な範囲において東京都と共有することに同意すること。

(3) 将来の中核人材となりうる大学生等の採用を希望し、育成をする計画があること。

(4) 以下の業種で事業を営み、以下の職種等で大学生等の採用を希望していること。

| 分野 | 業種（日本標準産業分類） | 職種(厚生労働省編職業分類) |
|-------|--|----------------|
| 建設 | D.建設業 | 02 研究・技術の職業 |
| | L.学術研究，専門・技術サービス業のうち 74.技術サービス業（他に分類されないもの） の7421.建築設計業または7422.測量業 | |
| IT | G.情報通信業のうち 39.情報サービス業または40.インターネット 附随サービス業 | |
| ものづくり | E.製造業 | |

(5) 次のアからクまでの要件を全て満たすこと。

ア 登録申込日の前日から起算して過去5年間に、労働関係の法令等を含む重大な法令違反がないこと。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

- ウ 中小企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
 - エ 都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
 - オ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
 - カ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
 - キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
 - ク 採用において、公正な採用選考を行っていること。
- (6) その他財団理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

3 登録要件

本事業に登録するための要件は、「2 対象となる中小企業等」に定めるもののほか、次の(1)から(9)までの全てを満たすものとします。

- (1) 「4 登録者の要件」を満たす大学生等で、本事業に申込みを行い、登録決定された者（以下、「登録者」という。）を正規雇用労働者として採用し、登録者が1年以上勤務している場合、登録申込時に選択する出えん額を、登録者の1年ごとの在職期間に応じ、財団が設置する基金へ3年間出えんすることを確約できること。（ただし、登録者が奨学金返還を継続していることを要する。）

なお、本事業における正規雇用労働者の定義は次のアからエまでの要件を全て満たすものとします。

- ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - イ 登録企業に直接雇用されている労働者であること。
 - ウ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
 - エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (2) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届出を行っていること。（従業員10名未満の事業所に限り、就業規則を作成し労働基準監督署に届出を行っている、又は定めていること。）
- (3) 本事業の奨学金返還支援制度の対象となること及び対象となる採用人数をあらかじめ明示したうえで専用の求人枠（以下、「専用枠」という）を設けて求人を行うこと。なお、専用枠での採用人数は、原則1社につき3名までとする。
- (4) 専用枠の採用人数を超過し、本事業を適用せずに専用枠に応募した大学生等を採用する場合は、必ず本人の同意を得ること。
- (5) 登録者から各種証明書類の発行等、本事業に係る手続きについて対応を求められた場合には、誠実かつ速やかに対応すること。
- (6) 本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外には一切使用しないこと。
- (7) 専用ウェブサイト及び自社の広報物を活用し、大学生等へ本事業の周知に努めること。
- (8) 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(9) 誓約書記載の事項について誓約できること。

4 登録者の要件

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす大学生等が本事業の登録者となります。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者
 - ア 大学（短大除く）、大学院、大学校若しくは高等専門学校（専攻科）（以下「大学等」という）を令和6年3月31日（日）までに卒業又は修了予定の者
 - イ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者
 - ウ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満30歳未満の者
- (2) 次のア又はイのいずれかの奨学金の貸与を受けている者
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
 - イ その他財団理事長が認める公的機関実施の貸与型奨学金
- (3) 他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者
- (4) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (5) その他財団理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

5 登録申込から奨学金返還までの流れ

(1) 企業等登録申込から採用選考まで

- ア 登録申込後、財団が登録要件を満たしているかを審査します。
- イ 登録が決定した場合は、専用ウェブサイトを通じて、登録企業が大学生等に向けて作成した自社の特徴、業務内容等をまとめた魅力コンテンツを財団が発信します。専用ウェブサイトへの掲載に関する詳細は、本事業の委託事業者よりご連絡いたしますので、相談のうえ掲載準備を行ってください。
- ウ 登録要件を満たす大学生等が登録企業の求人に応募した場合、登録企業は会社説明会や面接等の採用選考を実施し、その者が採用選考に合格した場合には内定通知を行ってください。
- エ 本事業の専用枠で採用内定を出した場合は、登録企業からその旨を財団へ指定様式にて報告してください。

なお、採用選考の際は登録企業から本事業の利用を希望する大学生等へ以下の内容を必ず伝達してください。

(ア) 本事業の内容について

(イ) 登録の有無

採用時に本事業に未登録の大学生等は助成対象になりません。採用前に大学生等の本事業への登録の有無を必ず確認し、未登録の大学生等へは速やかに登録作業を行うよう必ず伝達してください。なお、募集期間外の登録はできませんので十分ご注意ください。

(ウ) 専用枠の採用人数を超過する応募があった場合の対応

専用枠での採用を希望する大学生等の応募が専用枠の採用人数を超過する場合は、本事業を適用しない採用となる可能性がある旨を予め必ず伝達してください。

専用枠での採用を希望する大学生等を採用する場合は、専用枠の採用人数を満たすまで、必ず本事業を適用して採用してください。また、専用枠での採用を希望する大学生等の人数が専用枠における採用予定人数を超過する場合において、本事業を適用せずに

専用枠に応募した大学生等を採用する場合は、必ず本人の同意を得てください。
専用枠での採用可否が決定した際は、速やかに登録企業から大学生等へ通知してください。

(2) 登録者の採用以降

- ア 登録者が登録企業へ就職した際は、登録企業から財団へ採用報告を行ってください。またその際、登録者の育成計画書もあわせて提出してください。
- イ 登録者が登録企業へ就職し1年間勤務した後、登録者本人からの申請を確認したうえで、財団が助成手続きを行います。
申請の際に必要な提出書類や申請方法等につきましては、別途お知らせします。

6 出えんについて

(1) 出えん額

次のアからウまでのうち、希望する額を登録申込時に選択してください。選択する額について東京都が同額を負担するものとします。ただし、登録者の奨学金返還残額がこれを下回る場合にはそれを上限額とし、千円未満の端数は切り捨てとします。なお、登録申込後の変更はできません。

| | 企業の出えん額（登録者1人あたり） | 登録者への助成額 |
|---|-------------------|---------------|
| ア | 15万円（5万円/年） | 30万円（10万円/年） |
| イ | 36万円（12万円/年） | 72万円（24万円/年） |
| ウ | 75万円（25万円/年） | 150万円（50万円/年） |

(2) 出えん期間

登録者が就職して1年間勤務した後、3年間にわたり毎年出えんいただきます。

(3) 出えん時期

登録者が正規雇用労働者として就職し、1年間継続して勤務するとともに、この間適切に奨学金返還を行ったことを確認後に登録企業から基金へ出えんいただきます。
出えんの方法については、別途お知らせします。

(4) 専用枠での採用人数上限

原則1社につき3名。

7 登録企業に関する情報の公表

財団は、登録企業に関する情報（名称、所在区市町村、業種、URL、専用枠での採用予定人数及び出えん額等）を、専用ウェブサイト及びその他の登録者の募集に関する資料において公表するものとします。

8 登録申込方法

(1) 申込方法

「(2) 申込書類」に記載の申込書類全てをそろえて郵送にてご提出ください。提出先は「12 申込書類提出先・本事業に関するお問い合わせ先」をご確認ください。
なお、令和4年度の登録企業については、令和4年度の登録申込日から令和5年度登録

申込日の間に、登録内容に変更が生じていない場合に限り、「(2) 申込書類」に記載の申込書類のうち、「法人登記の履歴事項全部証明書」及び、「登録企業の概要（様式任意：企業等の概要が分かる会社案内、パンフレット等の資料）」の提出を省略することができます。その他の申込書類については省略できませんので、登録申込時に必ずご提出ください。

(2) 申込書類

次のアからオまでの書類を全てそろえてご提出ください。登録以降に必要な手続き等詳細は別途お知らせします。

ア 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 企業登録申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人登記の履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの）の原本

※個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業届出書の写し

エ 東京都の都税に係る納税証明書の原本（申込日時点で、納期が確定した直近のもの）

※法人の場合：①法人都民税及び、②法人事業税（いずれも都税事務所発行）

※個人事業主の場合：①個人都民税（区市町村発行）及び、②個人事業税（都税事務所発行）

オ 登録企業の概要（様式任意：企業等の概要が分かる会社案内、パンフレット等の資料）

※ただし、登録申込日時点の下記内容が全て記載されていること。

①企業等の名称

②事業概要

③業種

④代表者氏名

⑤事業所所在地（履歴事項全部証明書に記載の登記上の本店所在地と、申込書に記載の本社又は主たる事業所の所在地が異なる場合は、いずれの所在地も記載されていること。また、本社又は主たる事業所の所在地が東京都ではない場合は、採用予定者の勤務予定地の事務所所在地が記載されていること）

⑥常用使用する従業員数（申込書に記載の内容と同一の内容が記載されており、申込日時点での従業員数が記載されていること）

(3) 登録申込受付期間

令和5年2月8日(水)～令和5年12月20日(水)17時必着

申込があり次第、順次審査及び登録決定を行います。

9 登録決定の取り消し

次の(1)から(4)までの要件のいずれかに該当するときは、本事業への登録の取り消し等の措置を行うことがあります。登録決定が取り消された場合に登録企業に生じた損害について、財団は一切の損害賠償の責任を負いません。

(1) 登録申込時の申告内容等に虚偽の記述があったとき。

(2) 「2 対象となる中小企業等」又は「3 登録要件」を満たさないことが明らかになったとき。

(3) 関係法令に違反するなど、登録企業として著しく不適切であると認められる状態に至ったとき、又はその状態にあることが判明したとき。

(4) その他、登録企業としてふさわしくないと財団理事長が認めたとき。

1 0 登録申込以降の通知・手続き等

(1) 登録決定

財団にて申込内容を審査し、登録を決定した場合は当該申込企業へ文書により通知します。

(2) 専用枠での採用期限

(1)の登録決定日から令和6年4月1日(月)まで

令和6年4月2日(火)以降に本事業を利用して専用枠での採用を行う場合、改めて登録申込が必要です。

申込方法の詳細については、令和6年1月頃に本事業ウェブサイト等でご案内を予定しています。

(3) 申込内容の変更

登録申込後、申告内容に変更があった場合は、当該事案の発生後速やかに「企業登録変更届出書(様式第3号)」にて報告をしてください。登録決定後についても、変更が発生した場合は同様に報告をしてください。

(4) 求人情報の取下げ

登録申込後、専用枠での採用人数を満たした場合等には、専用ウェブサイトの求人情報を取下げる必要がありますので、当該事案の発生後速やかに「取下げ申出書(様式第4号)」にて報告をしてください。

専用枠での採用人数を満たした場合以外の求人情報の取下げについては、やむを得ない事情があり、かつ登録者の就職活動に影響がないと認められる場合のみ可能とします。

(5) 採用内定の報告

本事業の専用枠で採用内定を出した場合は、速やかに「内定/採用報告書(様式第5号)」にて報告をしてください。

(6) 登録者の入社時に必要な報告・申請

登録者が入社した場合は、原則採用日から1か月以内に「内定/採用報告書(様式第5号)」にて報告をしてください。

なお、その際には登録者を正規雇用労働者として採用したことを証明する書類として「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写し)」、「正規雇用したことがわかる書類(雇用契約書、労働条件通知書等)」及び「育成計画書(様式第6号)」をそろえて提出してください。

(7) 登録者が就職後1年間勤務した後に必要な報告・申請

登録者が就職し1年間勤務した後は、登録者から財団へ指定様式にて助成金の支給申請を行います。その際、登録企業が作成した在職証明書等の添付が必要となりますので、作成にご協力ください。詳細は別途お知らせします。

1 1 その他注意事項

(1) 登録決定後、本事業の専用枠での採用がない場合には出えんは発生しません。

(2) 助成期間中であっても登録企業からの出えんが確認できない場合は、基金から奨学金貸与団体への支出は行われません。

(3) 助成期間中、登録者が奨学金貸与団体の規定等により返還を免除された場合には、その時点で助成取消となり、登録企業からの出えんは発生しません。

1 2 申込書類提出先・本事業に関するお問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 採用定着促進支援担当係

【所在地】

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5

住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階

【電話番号】

03-5211-1080

【受付時間】

平日（年末年始を除く）

9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）

※お電話をいただく際は、「奨学金返還支援事業の件」とお伝えください。